

21教健第616号
平成21年10月14日

各教育事務所長・支所長
各 県 立 学 校 長
豊橋市立豊橋高等学校長
豊田市立豊田養護学校長
殿

愛知県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応（第16報）について（通知）

平成21年10月9日付けで文部科学省高等教育局私学部私学行政課及び同省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、下記事項に留意の上、適切に対応していただくようお願いします。

なお、各教育事務所・支所にあつては、管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会にあつては、所管の学校（幼稚園・専修学校・各種学校を含む。）に対して周知をお願いします。

記

- 1 平成21年7月14日付け21教健第368号通知「新型インフルエンザに関する対応（第8報）について」のうち、学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスは廃止します。このため、「インフルエンザによる出席停止（インフルエンザ疑いの欠席）報告」は、今後、必要ありません。
- 2 臨時休業を行う場合は、これまでどおり「インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）発生報告（速報）〔様式3(1)、(2)〕」により、健康学習課及び管轄する保健所へ報告してください。

担 当 健康学習課保健・給食グループ（鈴木）
電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6965